

2 市町村別の事例

<本事例集における掲載事項の説明>

(1) 取組概要

取組概要欄には、地域公共交通の改善等の参考となる事例のポイントを記載している。

(2) 基本情報

基本情報欄には、表1のとおり、調査時点（令和元年12月～2年3月）における各市町村の以下の情報について記載している。

表1 基本情報欄の概要

項目	概要
人口 (令和元年度)	「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(総務省自治行政局)に基づく、令和2年1月1日時点の市町村の人口
面積 (令和元年度)	令和元年「全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)に基づく、令和元年7月1日時点の市町村の面積
人口密度 (令和元年度)	上記人口を面積で除した値
人口増減率 (令和元年)	「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」に基づく令和元年(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)の人口増減率
高齢化率 (令和元年度)	「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」に基づく令和2年1月1日時点の総人口に占める65歳以上人口の割合
財政力指数 (令和元年度)	「主要財政指標一覧」(総務省自治財政局)に基づく、令和元年度の財政力指数(基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)
市町村合併	平成11年以降の市町村合併の状況
担当職員数 (令和元年度)	令和元年12月1日時点の市町村の交通手段の確保・維持に係る業務の担当職員数。なお、他の業務と兼任して担当している職員を含む。
地域公共交通関係 支出合計 (平成30年度)	市町村の一般会計歳入歳出決算書に基づく、平成30年度における地域公共交通に係る事業の支出済額。地域公共交通に係る事業は、鉄道、乗合バス(路線バス、コミュニティバス等)、自家用有償旅客運送、タクシー、旅客船、福祉バス、スクールバス等の交通に関連するものであり、高齢者・障害者向けの割引措置(無料バス・福祉タクシー乗車券)などの事業費も含む。
国補助金	平成30年度の地域公共交通関係支出の財源のうち、国からの補助を受けた場合、その額
都道府県補助金	平成30年度の地域公共交通関係支出の財源のうち、都道府県からの補助を受けた場合、その額
その他	平成30年度の地域公共交通関係支出の財源のうち、国及び都道府県補助金以外の特定財源の額
一般財源	平成30年度の地域公共交通関係支出の財源のうち、一般財源額
地域公共交通網形成計画の策定	平成26年11月に改正された活性化再生法に基づき、市町村が地域公共交通網形成計画を策定している場合、計画名及び策定期

バス事業者数 (令和元年度)	令和元年 12 月 1 日時点の市町村内で運行している民間路線バスの事業者数
タクシー事業者数 (令和元年度)	令和元年 12 月 1 日時点の市町村内で運行しているタクシーの事業者数

(3) 交通体系

交通体系欄では、各市町村内で運行している主な交通手段について、表 2 のとおり分類したものに該当する交通手段は「○」、うち、本事例集で紹介する交通手段については「◎」の記号を付している。

なお、市町村内で使用されている呼称がある場合は、呼称も記載している。

表 2 交通体系の分類

交通体系	概要
鉄道	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 3 条に基づく許可を受けた事業者が運行する鉄道事業に該当するもの
乗合バス・乗合タクシー	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに定められる一般乗合旅客自動車運送事業に該当するもの。同法第 4 条の許可に基づき事業を経営。なお、「乗合バス」は乗車定員 11 人以上、「乗合タクシー」は乗車定員 11 人未満とする。
定時定路線型	道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 3 条の 3 第 1 号に定められる路線定期運行 （路線定期運行：路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行形態）
デマンド型	道路運送法施行規則第 3 条の 3 第 2 号に定められる路線不定期運行及び同条第 3 号に定められる区域運行 （路線不定期運行：路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定である運行形態） （区域運行：路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行形態）
タクシー	道路運送法第 3 条第 1 号ハに定められる一般乗用旅客自動車運送事業に該当するもの
自家用有償旅客運送	道路運送法第 78 条第 2 号に定められる、市町村、NPO 法人等が行う、地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送に該当するもの。同法第 79 条の登録に基づき運送を実施
その他	上記以外のもの

(注) 国土交通省の資料等に基づき、当省が作成した。

(4) 現在の交通体系に至るまでの経緯

現在の交通体系に至るまでの経緯欄では、市町村における再編前の公共交通の課題から、どのような取組により改善を図り、現在の交通体系に至っているか、その取組の大まかな流れについて記載している。

(5) 取組内容の詳細

取組内容の詳細欄では、市町村の取組を表3のとおり分類し、該当する分類ごとに「背景事情」、「取組内容」及び「取組の工夫、効果等」を記載している。

表3 【関連分野】の分類

分類	内容
① 既存公共交通ネットワークの再編	長大路線や路線が重複している区間を幹線・支線に分割して効率性を高めているものや、地域内の路線等の全面的な廃止・新設を行っているもの
② 既存公共交通のダイヤ・運賃等のサービスの改善	運行回数・時刻、運賃、乗り継ぎ、情報提供等のサービス内容を具体的かつ網羅的に検証し、地域公共交通の利用者の利便の増進を図っているもの
③ 地域の輸送資源の総動員	既存の公共交通のみでは移動ニーズに対応しきれず、スクールバスや福祉輸送、商業施設の送迎車両など、地域の輸送資源を総動員して地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に努めているもの
④ 経費削減	上記①～③の取組を通じて経費の削減を図っているもの
⑤ その他	上記①～④以外の取組

(注) ①から⑤については、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（詳細編）第2版」（令和3年3月国土交通省）における「施策・事業の具体例」を参考にして当省で設定したものである。

また、市町村では、交通手段を確保・維持するために国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けている場合がある。本事例集で紹介する地域公共交通確保維持改善事業の概要は表4のとおりである。

なお、本事業の詳細については資料編を参照

表4 本事例集で紹介する市町村が活用した地域公共交通確保維持改善事業の概要

項目	事業名	概要
地域公共交通網形成計画等の計画策定に係る支援	地域公共交通調査事業（計画策定事業）	地域公共交通網形成計画等の計画の策定に必要な地域データの収集・分析、住民・利用者アンケートの実施、短期間の実証調査等に係る経費を補助するもの
事業実施に係る支援	地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）	地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有する地域内のバス交通・デマンド交通の運行に係る経費を補助するもの
車両購入に係る支援	地域公共交通確保維持事業（公有民営補助）	地方公共団体が車両を購入し、運行を行う事業者が車両を貸与する場合、その車両の購入費用を補助するもの

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

(6) 参考情報

参考情報欄には、表5の事項について記載している。

表5 参考情報欄の内容

分類	内容
① 現在の交通体系	交通体系欄に記載した各市町村内で運行している主な交通手段の詳細として、各交通手段の概況を記載
② 地勢	市町村の位置や地域特性等を記載
③ 人口	市町村の人口の推移や市町村内の各地区の人口分布等を記載
④ 主要施設の分布	市町村内の商業施設や医療施設、学校、行政機関の庁舎等の主要施設の分布やその概況を記載